

防衛省共済組合市ヶ谷会館所属所正職員採用試験のお知らせ

【募集職種及び採用予定人数】

営業部（経験者） 1名

【応募資格】

以下の全ての要件を満たす者。

(1) 次のいずれにも該当しない者

- ア 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者
- イ 法令の規定による懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ウ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- エ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心身衰弱を原因とするもの以外）

(2) 次のいずれかの要件を満たす者

- ア フルサービス型ホテル（宿泊機能に加え、レストラン、宴会場などの料飲施設を備えるホテル。以下同じ）において、宿泊部門、料飲部門又は宴会部門の職務経験を10年以上有する者
- イ フルサービス型ホテルにおいて宿泊部門、料飲部門又は宴会部門の係長相当以上の職務経験を有する者
- ウ 防衛省共済組合市ヶ谷会館所属所がこれらの者と同等の資格があると認める者

【採用予定日】

令和8年4月1日（応相談）

【試験内容】

- 1 筆記試験
適性検査（能力検査）及び作文
- 2 個別面接試験

【試験日】

随時

【試験地】

防衛省共済組合市ヶ谷会館所属所

【応募手続】

1 応募申込

次に掲げる書類を、特定記録郵便、簡易書留、一般書留又はレターパックで申込先に郵送してください（郵送のみ受付）。

書類選考の結果、合格者に対して採用試験の案内を通知します。

郵送された書類の返却はいたしません。選考後は責任を持って破棄させていただきますので、ご了承ください。

【郵送書類】

① エントリーシート（当ホテル指定のもの。パソコン作成可）

② 履歴書（任意書式（ただし、顔写真要））

③ 職務経歴書（任意書式）※職務経歴のある方

※エントリーシートは当ホテルホームページの採用情報に掲載しております。

2 申込先・問い合わせ先

防衛省共済組合市ヶ谷会館所属所 総務部総務課人事係

〒162-0845 東京都新宿区市谷本村町4-1

（TEL 03-3268-0430）

【その他】

受験に関する連絡事項等について、ホテルグランドヒル市ヶ谷ホームページの採用情報を随時更新しますので、必ずご確認下さい。

防衛省共済組合市ヶ谷会館所属所及び防衛省共済組合市ヶ谷会館所属所職員の概要

1 防衛省共済組合市ヶ谷会館所属所の概要

防衛省共済組合は、防衛省職員等やその家族の生活の安定と福祉の向上に寄与するとともに、職務の能率的運営に資するため、防衛省職員等の相互救済の事業を行うことを目的として、国家公務員共済組合法の規定に基づき設けられているものであり、市ヶ谷会館所属所は、市ヶ谷会館を管理運営する防衛省共済組合唯一の単位所属所です。

市ヶ谷会館は防衛省に隣接し、全国各地の防衛省共済組合員及びその家族等の総合福利厚生施設として重要な役割を担い、宿泊室197室、宴会場17室、チャペル、神前挙式場、美容室、写真室、コスチュームサロン、レストラン等を備える総合ホテルであり、JR、私鉄合わせて4本が乗り入れる市ヶ谷駅からも徒歩3分と交通の便が良く、「ホテルグランドヒル市ヶ谷」という愛称で知られています。

防衛省共済組合市ヶ谷会館所属所職員は、防衛省共済組合に使用される者で、約70人が在籍しています。

2 所属所職員の概要

(1) 採用後の主な仕事

防衛省共済組合市ヶ谷会館所属所は、市ヶ谷会館の運営を行っており、採用されると、市ヶ谷会館において次の仕事に従事することになります。

● 営業部

- (ア) 婚礼、宴集会、宿泊予約、フロント、レストラン、企画、広報等に関すること。
- (イ) その他特命事項に関すること。

採用後は営業課、宿泊課、料飲課のいずれかで勤務することとなります。配属先は採用者の特性や経験を考慮して決定します。

(2) 採用後の身分

防衛省共済組合職員として採用されます。

● 経験、学歴によって異なりますが、初任給は次の通りです。

* 高等学校卒業後10年の勤務経験を有する方

月給：289,680円（超過勤務手当30時間相当額を含む。）

年収：約4,808,688円（賞与（令和5年度実績）を含む）

* 専門学校（２年制）卒業後１０年の勤務経験を有する方
月給：292,080円（超過勤務手当３０時間相当額を含む。）
年収：約4,848,528円（賞与（令和５年度実績）を含む）

* 大学（４年制）卒業後１０年の勤務経験を有する方
月給：298,800円（超過勤務手当３０時間相当額を含む。）
年収：約4,960,080円（賞与（令和５年度実績）を含む）

* 昇給 年１回

● 諸手当

- * 扶養手当
扶養する子一人につき、月額１３,０００円等
- * 住居手当
借家居住者等に、月額最高２８,０００円
- * 通勤手当
交通機関等利用者に、１か月あたり最高１５０,０００円
- * 期末・勤勉手当（いわゆるボーナス）
１年間に俸給などの４．６か月分（令和６年度実績）
- * その他の手当
超過勤務手当（超過勤務時間３０時間を超える分）等

◆ 勤務地
防衛省共済組合市ヶ谷会館所属所
東京都新宿区市谷本村町4-1

◆ 勤務日及び勤務時間
勤 務 日：シフト制（休養日等９～１１日／月）
勤務時間：勤務時間８時間４５分（休憩６０分）
* 休暇には、年２０日の年次休暇（４月１日採用の場合、採用の年は１５日）のほか、病気休暇、特別休暇（夏季・結婚・出産・忌引等）、介護休暇があります。

◆ 健康管理
定期的に健康診断が行われています。

◆ その他
雇用保険及び労災保険に加入します。

※ 防衛省共済組合市ヶ谷会館所属所職員の特長 ※

① 経営母体の安定性

防衛省共済組合市ヶ谷会館所属所は防衛省共済組合が母体となっています。防衛省共済組合は国家公務員共済組合法の規定に基づき設けられているため、安定性が高いといえます。

② 身分保障

防衛省共済組合職員の身分保障は防衛省職員（国家公務員）に準じて取り扱われます。特に職員の意に沿わない解雇（いわゆるリストラ）は極めて限定的にしか認められておらず、コロナ禍においても正職員のリストラは行っていません（契約職員等の雇用期間満了に伴う雇い止め、正職員の早期退職募集は行っています）。

③ 賞与

賞与については、防衛省職員（国家公務員）と同等の割合で支給されます。コロナ禍においてホテルの収支は芳しくありませんでしたが賞与は満額支給されています。

④ 育児・介護制度

育児・介護に関する制度も、防衛省職員に準じた制度を利用可能です。育児休業は最長3年取得することが可能です（給与は支給されません）。復職後は子供が小学校に入学するまで、育児時間取得により短時間勤務が可能です（一日2時間まで。育児時間を取得した時間分、給与は減額されます）。

⑤ 共済組合制度の利用

採用後は、防衛省共済組合の各種福利厚生施策を利用可能です。

※ 上記の内容は令和7年9月1日現在のものであり、将来にわたって保障するものではありません。